

沖縄県観光振興条例

沖縄県観光振興条例をここに公布する。

沖縄県観光振興条例

観光は、文化の交流を促進し、国内及び国際社会の相互理解を増進するとともに、経済の発展と生活の安定向上に寄与するものであり、平和と豊かさを象徴するものである。

したがって、観光の発達は、美しい豊かな郷土を創出し、恒久の平和と文化的な生活を享受しようとする我々が絶えず希求してやまないところである。

幸いにして、本県は、我が国唯一の亜熱帯地域として特有の自然景観に恵まれ、また、近隣諸国との長い交流の歴史によって育まれた独特の文化を有している。これらの優れた資源を活用し、広く国民的更には国際的な観光及び保養の場を整備することは、すなわち本県の特性を生かすみちである。

しかしながら、現状は、本県の観光がその特性を生かすための基盤の整備及び環境の形成は必ずしも十分とは言えない。我々は、長期的かつ総合的な視点に立つて本県の観光の進むべき方向と目標を明らかにし、その実現に努めなければならない。

ここに、我々は、観光の意義と本県の特性を深く認識し、観光の振興によつて真に美しい豊かな郷土の創出に最善の努力を払うことを誓い、この条例を制定する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、観光の振興に関し基本となる事項その他必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、観光の振興を図るための基本的かつ総合的な施策を講じなければならない。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、当該市町村の区域の自然的社会的諸条件に応じて、観光を振興するための施策を講ずるとともに、県の観光の振興に関する施策に協力するものとする。

(観光事業者の責務)

第4条 観光に関する事業を営む者（以下「観光事業者」という。）は、観光の意義を正しく認識して事業活動を行うとともに、県及び市町村の観光の振興に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、生活環境の美化及び親切な応対に自ら努めるとともに、県及び市町村の観光に関する施策に協力しなければならない。

(地域開発計画等における配慮)

第6条 県、市町村及び地域の開発及び整備に関する事業を行う者は、地域の開発及び整備に関する事業の計画及びその実施に当たっては、観光の振興に寄与するよう配慮しなければならない。

第2章 観光振興基本計画

(観光振興基本計画)

第7条 知事は、観光の振興に関する基本的な方向を明らかにした計画（以下「観光振興基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 観光振興基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光の振興に関する基本方針
- (2) 観光の基盤の整備及び環境の形成に関する基本計画
- (3) その他観光の振興に関する基本的な事項

3 知事は、観光振興基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第1条の規定に基づき設置された沖縄県観光審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。

沖縄県観光審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第50号)第2条の規定に基づき、沖縄県観光審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和48年規則39号〕

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

一部改正〔昭和48年規則39号・平成17年60号〕

(委員の任命)

第3条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関職員のうちから知事が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、非常勤とする。

一部改正〔平成23年規則27号〕

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集、定足数及び議決)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

一部改正〔平成23年規則27号〕

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その担任する事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

一部改正〔平成23年規則27号〕

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化観光スポーツ部観光政策課において処理する。

一部改正〔昭和54年規則35号・58年15号・平成元年15号・11年13号・17年60号・23年27号〕

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

一部改正〔平成23年規則27号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年5月14日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。